

安全性の高い除菌を利用した感染防止対策基本方針
(第5版)

UKK うつのみや観光

令和2年10月1日

■基本原則及び各場面における共通事項■

- ・手洗い及び手指除菌の徹底
- ・従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け対人距離をできるだけ2 m（最低1 m）確保するように努める
- ・感染防止の為に来店人数の調整に努める
（店頭販売・旅行申し込み等に密にならないように対応）
- ・店頭入口にはサーモマネージャー（非接触式検温器）を設置して、来店者の検温の実施
- ・店舗入口及び店舗内にお客様及び従業員が利用できるように手指のアルコール除菌液の設備を設置
- ・マスクの着用（従業員及びお客様に対する周知）・大声による会話の原則として禁止
- ・社内及びバス車内における定期的な換気の実施
- ・対面による運転者に対しての点呼はアクリル板を設置する事により飛沫防止対策を実施する。尚、点呼時にマスクの着用の指示、うがい・手洗いの指示、体温測定の結果確認と体調報告の確認を徹底する事により運転者の基本的な感染防止対策を講じるよう指示
- ・社内には、あんしん除菌を目的として二酸化塩素分子を利用したクレベリンの設置
- ・社内及びバス車中には、あんしん除菌を目的として科学薬品を使用せず日本食品分析センターでも実証されている天然100%の抗菌力「ディフェンドウォーター」をウォーターズ様との業務提携により実現した天然エコ除菌液での噴霧器設置による安心除菌の実施
- ・お客様に旅行時の感染防止対策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を依頼
- ・複数の人が触れる場所（パンフレットスタンドやドアノブ等）やバス車中については航空会社及びホテルでも使用されている極めて安全性の高い事が様々な第三者機関が認証しており、皆様に安心していただけるバス車中除菌「新メカニズム水溶液「MA-T」を使用した「A2Care」で、社内及びバス車中での定期的な除菌と車中散布を実施する事により、お客様や従業員がより安心して、気持ちよく利用が出来るようにする
清潔感と安全性が求められる場所では「A2Care」は十分な除菌効果・消臭効果を発揮する
- ・カウンター及び点呼場所については、人と人が対面する場所はアクリル板設置により飛沫接触防止対策の実施
- ・バス運転席にはアクリルボードを順次設置を実施して、飛沫感染防止を実施する
- ・バス乗客席前後にアクリルパネルを順次設置を実施して、飛沫感染防止を実施する
- ・旅行業者が手配する旅行サービス提供事業者は原則として、適切な感染防止対策を取っている事業者に限定
- ・企画旅行においては、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う
- ・本方針による感染防止対策実施及び換気性能を鑑みて安全な乗り物である事をPRする

- ・乗務員による感染防止対策の車内アナウンス実施の上、乗客のお客様に協力の依頼をさせていただきます

■従業員等向けの対策■

1. 健康管理

全従業員に対して、手洗い及びうがいの徹底と出退勤時における体温検査及び体調確認の実施

尚、具合の悪い従業員に対しては自宅待機とする。また、社内教育訓練中及び勤務中に具合が悪くなった従業員については直ちに帰宅させ、自宅待機とする

出勤時における体温検査により感染症法による **37.5℃以上**を発熱とみなした場合についても直ちに最寄りの保健所や医療機関に相談・受診の指示

2. 勤務及び社内教育訓練における社内対応

- ・全従業員に対して、出勤時、休憩、帰社時など定期的な手洗い・うがいの徹底
また、対人距離を確保出来るように最大限の見直しの実施
- ・3つの密を防ぐべく、定期的な社内及びバス車内換気の実施
- ・複数の人が触れる場所（パンフレットスタンドやドアノブ等）やバス車中については航空会社及びホテルでも使用されている極めて安全性の高い事が様々な第三者機関が認証しており、皆様に安心していただけるバス車中除菌「**新メカニズム水溶液「MA-T」**を使用した「**A2Care**」で、社内及びバス車中での定期的な除菌と車中散布を実施する事により、お客様や従業員がより安心して、気持ちよく利用が出来るようにします。
清潔感と安全性が求められる場所では「**A2Care**」は十分な除菌効果・消臭効果が発揮しています
- ・全従業員は、勤務中のマスク着用の徹底・会話の手控え・大声による会話の禁止遵守
- ・会議においては3密を防ぐように室内換気や人数制限の実施
- ・休憩・休息の際には対人距離を保ち、時間差での休憩室の利用の徹底
- ・業務中に従業員が触れる機器類（パソコン、プリンター、電話機、机、椅子など什器備品類）及びトイレ、ドアノブ、カウンター用テーブル、椅子、洗面台など）不特定多数が触れる箇所については安全衛生担当者（運行管理本部次長代理）が毎日除菌の実施

3. お客様向け対策

- ・来店時においては、感染防止の為電話やメールでの相談ならびにオンラインによる旅行申し込みをお勧めする
- ・店頭入口にはサーモマネージャ（非接触式検温器）を設置して、来店者の検温の実施
- ・入口および店舗内においては、手指用のアルコール除菌液を設置して入店の際には手指除菌の依頼をする

- ・申し込みカウンターには、アクリル板を設置して飛沫接触の感染防止に努める
- ・当社貸切バスは、お客様や従業員が安心して御乗車いただけるようにあんしん除菌バス運行を実施

バス車中については航空会社及びホテルでも使用されている極めて安全性の高い事が様々な第三者機関が認証しており皆様に安心していただけるバス車中における除菌

「新メカニズム水溶液「MA-T」を使用した「A2Care」で、社内及びバス車中での定期的な除菌と車中散布を実施する事により、お客様や従業員がより安心して、気持ちよく利用が出来るようする

清潔感と安全性が求められる場所では「A2Care」は十分な除菌効果・消臭効果が発揮する

また、バス車中は更なるあんしん除菌を目的として科学薬品を使用せず日本食品分析センターでも実証されている天然100%の抗菌力「ディフェンドウォーター」をウォーターズ様との業務提携により実現した天然エコ除菌液での噴霧器設置による安心除菌を全号車実施。噴霧器設置に関しては、順次設置してまいりますので設置前におきましてはスプレーでの定期的な除菌を実施

- ・バス運転席にはアクリルボードを順次設置を実施して、飛沫感染防止を実施
- ・バス乗客席前後にアクリルパネルを順次設置を実施して、飛沫感染防止を実施

■旅行業務上における対策■

1. 単品（交通・宿泊など）手配旅行

- ・手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策をとっている事業者である事を確認するようにお客様へ案内する
- ・手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮する

2. フリープラン等（宿泊のみの募集型企画旅行を含む）

- ・募集型企画旅行において手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する

3. 団体旅行（日帰りバスツアーを含む）（募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行）

①旅行の企画について

- ・感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意する
- ・旅行の出発となる都道府県から都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認する

②企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

- ・旅程に組み込む運送機関、食事場所、観光施設、体験プログラム等については、事前

に適切な感染防止対策を取っている事を確認する

③旅行実施判断（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 17、18 条関係）

- ・感染状況の変化等により旅行の安全円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きいとわかった場合は、旅行を中止し出発地点に引き返す。

感染状況の変化についての旅行実施判断基準については、日本政府及び各都道府県知事発令による移動自粛制限地域などが旅行先となった場合及び旅行先がクラスター多数発生の場合においては、旅行中止の判断基準とする

④旅行実施に関する助言（手配旅行）

- ・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言をする

感染状況の変化についての旅行実施判断基準については、日本政府及び各都道府県知事発令による移動自粛制限地域などが旅行先となった場合及び旅行先がクラスター多数発生の場合においては、旅行中止の判断基準とする

- ・旅行開始後であっても、以上感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言をする

⑤三密リスクを下げる旅程管理

- ・旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用が出来るよう旅程管理に努める
- ・宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用が出来るよう旅程管理に努める
- ・入場施設では入口等の密集や密接を避けるため入場等の工夫に努める

⑥食事においては各施設のガイドラインに従った利用が出来るよう旅程管理に努める

また、距離の確保などにも留意する

⑦添乗員が付かない場合は、旅行サービス提供事業者と協力をして旅程管理に努める

⑧お客様の健康管理並びに社員や添乗員等の関係者の健康管理

- ・出発前においてお客様の体調確認を実施する（体温・体調チェック）
- ・出発前確認においてお客様の問診の際、過去 14 日以内に政府から入国制限されているまたは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触者には旅行参加をご遠慮いただく

- ・募集型企画旅行におけるバスツアー（日帰り含む）においては、お客様がバス御乗車前に赤外線サーモグラフィカメラを利用した1次スクリーニングを一部実施しながら非接触検温による体温チェックを実施する。

1次スクリーニングを実施しない場合においては、非接触検温による体温チェックを実施する。

その際に感染症法による37.5℃以上を発熱と定めて、発熱や感染の疑いのあるお客様の場合、旅行参加をご遠慮いただき、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診をするように促す

- ・旅行中に体調不良となったお客様につきましては、旅行の出発地または自宅へ戻る為の必要に応じた旅行サービスの手配が出来るようにする
- ・旅行中、要所要所での手洗い・うがいが出来るように適切な休憩場所等を選択する
- ・旅行中におけるお客様にはマスクの着用を要請する
- ・当社運行におけるバスツアーの場合には、従業員及びお客様が利用できるように手指用アルコール除菌液を設置する
- ・当社貸切バスは、お客様や従業員が安心して御乗車いただけるようにあんしん除菌バス運行を実施

バス車中については航空会社及びホテルでも使用されている極めて安全性の高い事が様々な第三者機関が認証しているおり、皆様に安心していただけるバス車中除菌「新メカニズム水溶液「MA-T」を使用した「A2Care」で、社内及びバス車中での定期的な除菌と車中散布を実施する事により、お客様や従業員がより安心して、気持ちよく利用が出来るようにする清潔感と安全性が求められる場所では「A2Care」は十分な除菌効果・消臭効果が発揮する

また、バス車中は更なる安心除菌を目的として科学薬品を使用せず日本食品分析センターでも実証されている天然100%の抗菌力「ディフェンドウォーター」をウォーターズ様との業務提携により実現した天然エコ除菌液での噴霧器設置による安心除菌を全号車実施。噴霧器設置に関しては、順次設置してまいりますので設置前におきましてはスプレーでの定期的な除菌を実施

- ・感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約書の連絡先情報を1ヶ月間保存する
- ・車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒・カラオケ・大声での会話は原則として禁止
- ・社員は不要な外出の回避や行動管理の徹底

⑨募集型企画旅行並びに受注型企画旅行申し込みお客様への案内について

- ・「旅行における安全性の高い除菌を利用した感染防止対策お客様へのご案内」を用いて、お客様へのご案内としてホームページへの告知並びに書面の配布及び企画旅行お申込み前に説明を実施した上で本方針に基づき適切な対応を実施する

⑩貸切バスご利用のお客様について

- ・「バスにおける安全性の高い除菌を利用した感染防止対策のご案内」を用いてお客様へのご案内としてホームページへの告知並びに書面の配布及びお客様や旅行会社様等へのご案内を実施する

⑪従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する
- ・従業員が感染した旨を速やかに地方運輸局及びバス協会に連絡をする
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の除菌を行うとともに必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定される事がないように留意する。尚、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては個人情報保護に配慮し適正に取り扱う
- ・社内緊急連絡体制に基づき、保健所との聞き取り調査には協力をする
- ・新型コロナウイルス感染者陽性とされた者との濃厚接触がある場合や過去 14 日以内政府から入国制限されている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には自宅待機とする

※) 本方針は公益社団法人日本バス協会（令和 2 年 7 月 21 日改定）における最新版「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第 4 版」を参照する。

※) 本方針は貸切バス旅行連絡会（令和 2 年 7 月 21 日改定）における最新版「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参照する。

※) 令和 2 年 8 月 1 日改定

※) 令和 2 年 9 月 15 日改定

※) 令和 2 年 10 月 1 日改定